

16 学習院大学と立教大学との間における学生交流に関する覚書（抜粋）

施行 1998年4月1日

1. 学習院大学大学院自然科学研究科化学専攻に在学する学生が、立教大学大学院理学研究科化学専攻において授業科目の履修および単位の取得を希望するときは、その履修を許可するものとする。
2. 立教大学大学院理学研究科化学専攻に在学する学生が、学習院大学大学院自然科学研究科化学専攻において授業科目の履修および単位の取得を希望するときは、その履修を許可するものとする。
3. 両専攻が受け入れた学生は、学習院大学においては「交流学生」、立教大学においては「特別聴講生」と呼称するものとし、その身分は、受け入れた大学の規則に定めるところによるものとする。
4. 両専攻が授業科目の履修を許可し認定することが出来る単位数は、当該学生の所属する大学の大学院の規則に定めるところによるものとする。
5. 両専攻が履修を許可する授業科目は、両専攻の協議によって定めるものとする。
6. 両専攻は、交流学生候補者あるいは特別聴講生候補者を、所定の様式により相手大学大学院研究科あてに推薦するものとする。
7. 両専攻は、前項により推薦された候補者のうちから交流学生あるいは特別聴講生を決定し、相手大学大学院研究科あてに通知するものとする。
8. 両専攻は、受け入れた学生が履修した授業科目の成績の評価および単位の認定を自大学大学院研究科の学生と同様の方法によって行うものとする。
9. 両専攻は、前項に基づいて定める成績および単位を、学期末に相手大学大学院研究科あてに通知するものとする。
10. 両専攻は、受け入れた学生が履修する上で必要な設備の利用について、便宜を供与するものとする。
11. 両専攻は、受け入れた交流学生あるいは特別聴講生の授業料を徴収しないものとする。